

お客様各位

2022年12月吉日

WOTA株式会社

## WOSH及びWOTA BOXの各種約款の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素より弊社製品「WOSH」及び「WOTA BOX」をご愛用いただき、誠にありがとうございます。  
います。

この度、約款類に一部改定がございます。過去契約約款にも反映される内容もございます。変更内容と別紙の新旧対照表をご確認いただけますようお願いいたします。  
引き続き、より一層のご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### ■対象約款

- WOSH売買契約約款
- WOSH保守契約約款
- WOSH純正品売買契約約款(定額プラン用)
- WOTA BOX売買契約約款
- WOTA BOX保守契約約款
- WOSHレンタル契約約款(過去契約分)

### ■変更概要

過去契約(レンタル契約約款・売買契約約款・純正品売買契約約款)にも影響が及ぶ変更内容

1. 「本物件の保守業務」に関する条項
2. 「処分」に関する条項
3. 「その他の禁止事項」に関する条項一部廃止
4. 「改定」に関する条項

新規契約(売買契約約款・純正品売買契約約款・保守契約約款)に影響がある変更内容

1. 「売買代金」に関する条項
2. WOTAストアに関する表記
3. 「利用情報の取得」に関する条項
4. 保守契約約款の「保守期間」の開始日明確化、「解除及び期限の利益喪失」

5. 販売窓口及び請求者の変更に関連した表現変更

- WOSH純正品契約約款(定額プラン用)
- WOSHレンタル契約約款

■適用日

2022年12月22日以降

以上

新旧対照表【WOSH売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH売買契約約款* 第2条(売買代金)	第2条(売買代金) 2.本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、 <b>当社からの請求により</b> 、請求書記載の売買代金の総額及び消費税(以下「本件売買代金」といいます。)を請求書記載の支払期限までに <b>当社の指定する銀行口座に振り込む方法により</b> 支払うものとし、振込手数料は買主の負担とします。	第2条(売買代金) 2.本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、 <b>当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社からの請求により</b> 、請求書記載の売買代金の総額及び消費税(以下「本件売買代金」といいます。)を請求書記載の支払期限までに <b>当社の指定する方法により</b> 支払うものとし、振込手数料は買主の負担とします。
WOSH売買契約約款 第11条(本物件の保守業務)	第11条(本物件の保守業務) 買主は、第三者に本物件の保守業務を委託してはならないものとします。	第11条(本物件の保守業務) 買主は、第三者に本物件の保守業務を当社が指定する業者およびサービス以外に委託してはならないものとします。
WOSH売買契約約款 第14条(処分)	第14条(処分) 2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、当社の指示に従い、 <b>当社又は当社の指定する業者に</b> 委託して本物件を廃棄しなければならないものとし、但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとし、	第14条(処分) 2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、当社の指示に従い、 <b>当社の指定する業者に</b> 委託して本物件を廃棄しなければならないものとし、但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとし、
WOSH売買契約約款 第17条(その他禁止事項)	第17条(その他禁止事項) (省略) <b>(1) 本物件を当社に事前に申し出た設置場所から当社への事前の書面による通知なくして別の場所に移転すること(但し、同一建造物内における移置を除きます。)</b> (2) 本物件に他の物品を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること (3) 本物件を当社の許可なく改造、解体すること (4) 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと (5) 本物件を当社が指定しない外部機器に接続すること (6) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること (7) 当社が提供するマニュアルの「安全上のご注意」を守らない使い方をすること (8) その他、当社が提供するマニュアルに反する使用をすること (9) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であるとを問いません。)、 <b>貸与(レンタル・リースを含み</b>	第17条(その他禁止事項) (省略) (旧1項を削除し、他項番繰り上げ) <b>(1) 本物件に他の物品を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること</b> <b>(2) 本物件を当社の許可なく改造、解体すること</b> <b>(3) 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと</b> <b>(4) 本物件を当社が指定しない外部機器に接続すること</b> <b>(5) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること</b> <b>(6) 当社が提供するマニュアルの「安全上のご注意」を守らない使い方をすること</b> <b>(7) その他、当社が提供するマニュアルに反する使用をすること</b> <b>(8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であるとを問いません。)、処分等を行うこと</b> <b>(9) 当社の許可なく本物件に質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限もしくは負担を設定すること</b>

	<p>ます。)、処分等を行うこと  (10) 当社の許可なく本物件に質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限もしくは負担を設定すること</p>	
<p>WOSH売買契約約款*  第21条(利用情報の取得)</p>	<p>第21条(利用情報の取得)  買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを<b>承諾するとともに、これを利用する権限を有することを確認します。</b></p>	<p>第21条(利用情報の取得)  買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを<b>承諾するものとし、当社が業務委託先とともに、これを利用する権限を有することを確認します。</b></p>
<p>WOSH売買契約約款  第29条(改定)</p>	<p>第29条(改定)  当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の<b>当社ホームページにて適用時期</b>とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。  (旧リンク先)</p>	<p>第29条(改定)  当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の<b>当社ウェブページにて適用時期</b>とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。  <a href="https://files.wota.work/terms_conditions/">https://files.wota.work/terms_conditions/</a></p>

\*は、2022/12/22以降に契約される場合のみに適用

新旧対照表【WOSH保守契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH保守契約約款 第3条(保守料金) 第2項	第3条(保守料金) 2.本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、 <b>当社からの請求により</b> 、請求書記載の売買代金の総額及び消費税(以下「本件売買代金」といいます。)を請求書記載の支払期限までに <b>当社の指定する銀行口座に振り込む方法により</b> 支払うものとし、振込手数料は買主の負担とします。	第3条(保守料金) 2.本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、 <b>当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社からの請求により</b> 、請求書記載の売買代金の総額及び消費税(以下「本件売買代金」といいます。)を請求書記載の支払期限までに <b>当社の指定する方法により</b> 支払うものとし、振込手数料は買主の負担とします。
WOSH保守契約約款 第4条(本件保守業務の期間) 第1項	第4条(本件保守業務の期間) 1.本件保守業務の提供期間(以下「本件保守期間」といいます。)は、 <b>本契約が成立した日から1年間</b> とします。	第4条(本件保守業務の期間) 1.本件保守業務の提供期間(以下「本件保守期間」といいます。)は、 <b>本物件を納品した月の翌月から1年間</b> とします。
WOSH保守契約約款 第6条(解除及び期限の利益喪失) 第2項	第6条(解除及び期限の利益喪失) 2.買主が前項各号のいずれかに該当した場合、買主は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、 <b>買主は当社に対して</b> 、その時点において買主が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。	第6条(解除及び期限の利益喪失) 2.お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、買主は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、 <b>買主は当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社に対して</b> 、その時点において買主が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。
WOSH保守契約約款 第10条(その他禁止事項)	第10条(その他禁止事項) (省略) <b>(1) 本物件を当社に事前に申し出た設置場所から当社への事前の書面による通知なくして別の場所に移転すること(但し、同一建造物内における移置を除きます。)</b> (2) 本物件に他の物品を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること (3) 本物件を当社の許可なく改造、解体すること (4) 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと (5) 本物件を当社が指定しない外部機器に接続すること (6) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること (7) 当社が提供するマニュアルの「安全上のご注意」を守らない使い方をすること (8) その他、当社が提供するマニュアルに反する使用をすること (9) 第三者に対し、当社の事前の書面	第10条(その他禁止事項) (省略) (旧1項を削除し、他項番繰り上げ) <b>(1) 本物件に他の物品を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること</b> <b>(2) 本物件を当社の許可なく改造、解体すること</b> <b>(3) 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと</b> <b>(4) 本物件を当社が指定しない外部機器に接続すること</b> <b>(5) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること</b> <b>(6) 当社が提供するマニュアルの「安全上のご注意」を守らない使い方をすること</b> <b>(7) その他、当社が提供するマニュアルに反する使用をすること</b> <b>(8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であるとを問いません。)、処分等を行うこと</b> <b>(9) 当社の許可なく本物件に質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限もしくは負</b>

	<p>による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であるとを問いません。)、<b>貸与(レンタル・リースを含みます。)</b>、処分等を行うこと</p> <p>(10) 当社の許可なく本物件に質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限もしくは負担を設定すること</p>	<p>担を設定すること</p>
<p>WOSH保守契約約款 第14条(利用情報の取得)</p>	<p>第14条(利用情報の取得) 買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを<b>承諾するとともに</b>、これを利用する権限を有することを確認します。</p>	<p>第14条(利用情報の取得) 買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを<b>承諾するものとし、当社が業務委託先とともに</b>、これを利用する権限を有することを確認します。</p>
<p>WOSH保守契約約款 第22条(改定)</p>	<p>第22条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の<b>当社ホームページ</b>にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 (旧リンク先)</p>	<p>第22条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の<b>当社ウェブページ</b>にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 <a href="https://files.wota.work/terms_conditions/">https://files.wota.work/terms_conditions/</a></p>

新旧対照表【WOSH純正品売買契約約款(定額プラン用)】

対象約款	旧	新
<p>WOSH純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第1条(純正品売買契約の成立) 第1項</p>	<p>第1条(純正品売買契約の成立) 1. お客様は、当社の定める手続に従い、<b>当社のショッピングサイト</b> (<a href="https://store.wota.co.jp">https://store.wota.co.jp</a> 以下「本件サイト」といいます。)を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。</p>	<p>第1条(純正品売買契約の成立) 1. お客様は、当社の定める手続に従い、<b>北良株式会社が運営する当社製品のショッピングサイト</b> (<a href="https://wota-store.com">https://wota-store.com</a> 以下「本件サイト」といいます。)を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。</p>
<p>WOSH純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第2条(定額プラン料金及び売買代金) 第2項</p>	<p>第2条(定額プラン料金及び売買代金) 2. 定額プランの料金及び純正品の売買代金の支払いについて、お客様は、<b>当社指定の期日までに</b>、注文時に選択した支払方法により、定額プランの料金又は売買代金の総額及び消費税並びに送料等(以下「本件売買代金」といいます。)の支払いを済ませるものとします。 (省略)</p>	<p>第2条(定額プラン料金及び売買代金) 2. <b>定額プラン料金の請求は、本件サイトを運営する北良株式会社を当社の請求代行業者として、請求するものとします。</b> 定額プランの料金及び純正品の売買代金の支払いについて、お客様は、<b>北良株式会社が指定する期日までに</b>、注文時に選択した支払方法により、定額プランの料金又は売買代金の総額及び消費税並びに送料等(以下「本件売買代金」といいます。)の支払いを済ませるものとします。 (省略)</p>
<p>WOSH純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第5条(純正品の引渡し)</p>	<p>第5条(純正品の引渡し) 1. <b>当社は</b>、お客様が注文時に指定した日本国内の引渡場所において、純正品をお客様に引き渡すものとします。海外発送は致しません。 2. 第15条(不可抗力)に定める不可抗力、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって純正品の引渡しが遅延したときは、<b>当社は</b>、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第5条(純正品の引渡し) 1 <b>当社及び北良株式会社は、自ら又は北良株式会社を通じて</b>、お客様が注文時に指定した日本国内の引渡場所において、純正品をお客様に引き渡すものとします。海外発送は致しません。 2. 第15条(不可抗力)に定める不可抗力、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって純正品の引渡しが遅延したときは、<b>当社及び北良株式会社は</b>、一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>WOSH純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第7条(検査)</p>	<p>第7条(検査) 1. お客様は、純正品の引渡後、7日以内に純正品を検査し、<b>当社に対して</b>合格又は不合格の通知を行わなければならないものとします。 2. お客様は、前項の検査により純正品につき、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」といいます。)を発見したときは、直ちにその理由を記載した書面をもって<b>当社に</b>不合格の通知をしなければなりません。かかる通知</p>	<p>第7条(検査) 1. お客様は、純正品の引渡後、7日以内に純正品を検査し、<b>当社に代わって通知の受付を行う北良株式会社に対して</b>合格又は不合格の通知を行わなければならないものとします。 2. お客様は、前項の検査により純正品につき、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」といいます。)を発見したときは、直ちにその理由を記載した書面をもって<b>北良株式会社</b>に不合格の通知をしな</p>

	<p>がなされないまま前項の期間が経過したときは、純正品が検査に合格したものとみなします。</p> <p>3.当社は、検査の結果、不合格となったものについては、当社の費用負担で引き取り、<b>お客様と当社が協議して</b>決定した期限までに代品納入を行わなければならないものとしします。</p> <p>4.前項の規定に拘わらず、当社は、お客様による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出ることができ、その場合、お客様と当社は、協議のうえ解決するものとしします。</p>	<p>ければならないものとしします。かかる通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、純正品が検査に合格したものとみなします。</p> <p>3.当社は、検査の結果、不合格となったものについては、当社の費用負担で引き取り、<b>お客様と北良株式会社が協議して</b>決定した期限までに代品納入を行わなければならないものとしします。</p> <p>4.前項の規定に拘わらず、当社は、<b>自ら又は北良株式会社を通じて</b>、お客様による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出ることができ、その場合、お客様と当社は、協議のうえ解決するものとしします。</p>
<p>WOSH純正品売買取約款 (定額プラン用) 第8条(所有権) 第1項</p>	<p>第8条(所有権) 1.純正品の所有権は、お客様が、本件売買取約金の全額の支払を完了した時に、<b>当社からお客様に移転するものとしします。</b>(省略)</p>	<p>第8条(所有権) 1.純正品の所有権は、お客様が、本件売買取約金の全額の支払を完了した時に、<b>当社又は北良株式会社(在庫状況により、北良株式会社の在庫を提供することがあります。)</b>からお客様に移転するものとしします。(省略)</p>
<p>WOSH純正品売買取約款 (定額プラン用) 第9条(担保責任)</p>	<p>第9条(担保責任) 1.お客様は、純正品に契約不適合(品質に関するものに限りします。)を発見し、かつそれが第7条第1項に定める検査において容易に発見することができなかった場合は、純正品の引渡時から6ヶ月以内に限り、<b>お客様は当社に対して</b>、文書をもって当社に通知することで無償の修理を請求することができるものとしします。</p> <p>2.前項の通知を当社が受けた場合、<b>当社は純正品を調査</b>します。お客様の通知どおりに契約不適合の存在が当社において確認できた場合、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、当社の選択に従い、契約不適合のある純正品を無償で修理するか、本契約の内容に適合する純正品に無償で交換するものとしします。</p> <p>3.本条は純正品の契約不適合について当社の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても当社は負担しません。<b>第1項所定の期間内に当社がお客様より</b>なんらの通知も受領しない場合、お客様は純正品の契約不適合について当社に対しなんら請求することはできないものとし</p>	<p>第9条(担保責任) 1.お客様は、純正品に契約不適合(品質に関するものに限りします。)を発見し、かつそれが第7条第1項に定める検査において容易に発見することができなかった場合は、純正品の引渡時から6ヶ月以内に限り、<b>お客様は当社又は北良株式会社に対して</b>、文書をもって当社に通知することで無償の修理を請求することができるものとしします。</p> <p>2.前項の通知を当社が受けた場合、<b>当社又は北良株式会社は純正品を調査</b>します。お客様の通知どおりに契約不適合の存在が当社において確認できた場合、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、当社の選択に従い、契約不適合のある純正品を無償で修理するか、本契約の内容に適合する純正品に無償で交換するものとしします。</p> <p>3.本条は純正品の契約不適合について当社の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても当社は負担しません。<b>第1項所定の期間内に当社又は北良株式会社がお客様より</b>なんらの通知も受領しない場合、お客様は純正品の契約不適合について</p>

	ます。	当社に対しなんら請求することはできないものとします。
WOSH純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第14条(解除及び期限の利益喪失) 第2項	第14条(解除及び期限の利益喪失) 2. お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、 <b>お客様は当社に対して</b> 、その時点においてお客様が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。	第14条(解除及び期限の利益喪失) 2. お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、 <b>お客様は当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社に対して</b> 、その時点においてお客様が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。
WOSH純正品売買契約約款(定額プラン用) 第18条(その他禁止事項) 第8項	第18条(その他禁止事項) (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であることを問いません。)、 <b>貸与(レンタル・リースを含みます。)</b> 、処分等を行うこと	第18条(その他禁止事項) (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であることを問いません。)、処分等を行うこと
WOSH純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第22条(利用情報の取得)	第22条(利用情報の取得) 買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを <b>承諾するとともに</b> 、これを利用する権限を有することを確認します。	第22条(利用情報の取得) 買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを <b>承諾するものとし、当社が業務委託先とともに</b> 、これを利用する権限を有することを確認します。
WOSH純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第26条(通知、報告事項) 第1項	第26条(通知、報告事項) 1.お客様は、お客様の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、 <b>直ちに書面で当社に通知</b> するものとします。	第26条(通知、報告事項) 1.お客様は、お客様の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、 <b>直ちに書面で当社及び北良株式会社に通知</b> するものとします。
WOSH純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第29条(改定)	第29条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の <b>当社ホームページ</b> にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 (旧リンク先)	第29条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の <b>当社ウェブページ</b> にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 <a href="https://files.wota.work/terms_conditions/">https://files.wota.work/terms_conditions/</a>

新旧対照表【WOTA BOX売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOTA BOX売買契約約款 第2条(売買代金)*	第2条(売買代金) 2.本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、 <b>当社からの請求により</b> 、請求書記載の売買代金の総額及び消費税(以下「本件売買代金」といいます。)を請求書記載の支払期限までに <b>当社の指定する銀行口座に振り込む方法により</b> 支払うものとし、振込手数料は買主の負担とします。	第2条(売買代金) 2.本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、 <b>当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社からの請求により</b> 、請求書記載の売買代金の総額及び消費税(以下「本件売買代金」といいます。)を請求書記載の支払期限までに <b>当社の指定する方法により</b> 支払うものとし、振込手数料は買主の負担とします。
WOTA BOX売買契約約款 第11条(本物件の保守業務)	第11条(本物件の保守業務) 買主は、第三者に本物件の保守業務を委託してはならないものとし、	第11条(本物件の保守業務) 買主は、第三者に本物件の保守業務を当社が指定する業者およびサービス以外に委託してはならないものとし、
WOTA BOX売買契約約款 第14条(処分)	第14条(処分) 2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、当社の指示に従い、 <b>当社又は当社の指定する業者に</b> 委託して本物件を廃棄しなければならないものとし、但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとし、	第14条(処分) 2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、当社の指示に従い、 <b>当社の指定する業者に</b> 委託して本物件を廃棄しなければならないものとし、但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとし、
WOTA BOX売買契約約款 第17条(その他禁止事項) 第8項	第17条(その他禁止事項) (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であると	第17条(その他禁止事項) (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であると

	を問いません。)、 <b>貸与(レンタル・リースを含みます。)</b> 、処分等を行うこと	を問いません。)、処分等を行うこと
WOTA BOX売買契約約款 第21条(利用情報の取得)*	第21条(利用情報の取得) 買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを <b>承諾するとともに</b> 、これを利用する権限を有することを確認します。	第21条(利用情報の取得) 買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを <b>承諾するものとし、当社が業務委託先とともに</b> 、これを利用する権限を有することを確認します。
WOTA BOX売買契約約款 第29条(改定)	第29条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の <b>当社ホームページにて適用時期とともに</b> 掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 (旧リンク先)	第29条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の <b>当社ウェブページにて適用時期とともに</b> 掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 <a href="https://files.wota.work/terms_conditions/">https://files.wota.work/terms_conditions/</a>

\*は、2022/12/22以降に契約される場合のみに適用

新旧対照表【WOTA BOX保守契約約款】

対象約款	旧	新
WOTA BOX保守契約約款 第3条(保守料金) 第2項	第3条(保守料金) 2.本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、 <b>当社からの請求により</b> 、請求書記載の売買代金の総額及び消費税(以下「本件売買代金」といいます。)を請求書記載の支払期限までに <b>当社の指定する銀行口座に振り込む方法により</b> 支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。	第3条(保守料金) 2.本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、 <b>当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社からの請求により</b> 、請求書記載の売買代金の総額及び消費税(以下「本件売買代金」といいます。)を請求書記載の支払期限までに <b>当社の指定する方法により</b> 支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。
WOTA BOX保守契約約款 第4条(本件保守業務の期間) 第1項	第4条(本件保守業務の期間) 1.本件保守業務の提供期間(以下「本件保守期間」といいます。)は、 <b>本契約が成立した日から1年間</b> 又は5年間とし、いずれの期間とするかについて買主と当社は発注書等により合意するものとします。	第4条(本件保守業務の期間) 1.本件保守業務の提供期間(以下「本件保守期間」といいます。)は、 <b>本物件を納品した月の翌月から1年間</b> 又は5年間とし、いずれの期間とするかについて買主と当社は発注書等により合意するものとします。
WOTA BOX保守契約約款 第10条(その他禁止事項) 第8項	第10条(その他禁止事項) (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であるを問いません。)、 <b>貸与(レンタル・リースを含みます。)</b> 、処分等を行うこと	第10条(その他禁止事項) (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡(有償であると無償であるを問いません。)、 <b>処分等</b> を行うこと
WOTA BOX保守契約約款 第14条(利用情報の取得)	第14条(利用情報の取得) 買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを <b>承諾するとともに</b> 、これを利用する権限を有することを確認します。	第14条(利用情報の取得) 買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報(以下「利用情報」といいます。)を取得することを <b>承諾するものとし、当社が業務委託先とともに</b> 、これを利用する権限を有することを確認します。
WOTA BOX保守契約約款 第22条(改定)	第22条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の <b>当社ホームページにて適用時期とともに</b> 掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 (旧リンク先)	第22条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の <b>当社ウェブページにて適用時期とともに</b> 掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 <a href="https://files.wota.work/terms_conditions/">https://files.wota.work/terms_conditions/</a>

新旧対照表【WOSHレンタル契約約款】

対象約款	旧	新
<p>WOSHレンタル契約約款 第3条(レンタル料金) 第2項</p>	<p>第3条(レンタル料金) 2. 本物件のレンタル料金の支払い は、弊社所定の支払方法によるも のとしします。当該支払方法が複数 ある場合には、発注書において借 主に選択していただきます。 請求書払いをご選択された場合に は、借主は、当社に対し、<b>当社か らの請求</b>により、請求書記載のレ ンタル料金を請求書記載の支払期 限までに当社の指定する銀行口座 に振り込む方法により支払うもの としします。...(省略)</p>	<p>第3条(レンタル料金) 2. 本物件のレンタル料金の支払い は、弊社所定の支払方法によるも のとしします。当該支払方法が複数 ある場合には、発注書において借 主に選択していただきます。 請求書払いをご選択された場合に は、借主は、当社に対し、<b>当社の 請求代行業務を担う北良株式会社 からの請求</b>により、請求書記載の レンタル料金を請求書記載の支払 期限までに当社の指定する銀行口 座に振り込む方法により支払うも のとしします。...(省略)</p>
<p>WOSHレンタル契約約款 第10条(利用情報の取得)</p>	<p>第10条(利用情報の取得) 借主は、当社が本物件の品質保 持、向上、本物件の安全な使用そ の他の正当な目的で使用するた め、本物件の通信機器を用いて本 物件の装置より得られる装置利用 情報(以下「利用情報」といいま す。)を取得することを<b>承諾すると ともに、これを利用する権限を有 することを確認</b>します。</p>	<p>第10条(利用情報の取得) 借主は、当社が本物件の品質保 持、向上、本物件の安全な使用そ の他の正当な目的で使用するた め、本物件の通信機器を用いて本 物件の装置より得られる装置利用 情報(以下「利用情報」といいま す。)を取得することを<b>承諾するも のとし、当社が業務委託先ととも に、これを利用する権限を有する ことを確認</b>します。</p>
<p>WOSHレンタル契約約款 第10条(利用情報の取得)</p>	<p>第10条(利用情報の取得) 借主は、当社が本物件の品質保 持、向上、本物件の安全な使用そ の他の正当な目的で使用するた め、本物件の通信機器を用いて本 物件の装置より得られる装置利用 情報(以下「利用情報」といいま す。)を取得することを<b>承諾すると ともに、これを利用する権限を有 することを確認</b>します。</p>	<p>第10条(利用情報の取得) 借主は、当社が本物件の品質保 持、向上、本物件の安全な使用そ の他の正当な目的で使用するた め、本物件の通信機器を用いて本 物件の装置より得られる装置利用 情報(以下「利用情報」といいま す。)を取得することを<b>承諾するも のとし、当社が業務委託先ととも に、これを利用する権限を有する ことを確認</b>します。</p>
<p>WOSHレンタル契約約款 第29条(改定)</p>	<p>第29条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある 法令に従い、本約款の内容を改定 できるものとしします。改定した場 合は、以下の<b>当社ホームページに て適用時期</b>とともに掲示し、買主 が適用時期を経過してもなお本物 品の使用を継続した場合には、改 定された本約款に同意したものと みなします。 (旧リンク先)</p>	<p>第29条(改定) 当社は、必要に応じて、適用ある 法令に従い、本約款の内容を改定 できるものとしします。改定した場 合は、以下の<b>当社ウェブページに て適用時期</b>とともに掲示し、買主 が適用時期を経過してもなお本物 品の使用を継続した場合には、改 定された本約款に同意したものと みなします。 <a href="https://files.wota.work/terms_conditions/">https://files.wota.work/terms con ditions/</a></p>